

北海道運輸交通審議会条例施行規則

(昭和47年9月13日 規則第95号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道運輸交通審議会条例（昭和47年北海道条例第40号）第7条の規定に基づき、北海道運輸交通審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会長及び副会長に事故があるときの代理)

第3条 会長及び副会長ともに事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(議事)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。